

令和3年度 札幌市市民後見人養成研修「事前説明会」

成年後見人制度は、家庭裁判所が選任した親族や弁護士などが、対象者の身上保護（介護サービス利用契約など）や財産管理（預金の出し入れなど）を行うものです。

近年、社会貢献への関心の高い一般市民が一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されており、札幌市でも研修を受講した市民後見人が活動しています。

令和3年度の市民後見人養成研修開催にあたり、事前説明会を開催しますので、興味のある方はぜひご参加ください（なお事前説明会への参加は養成研修の受講要件となります）

【日 時】 7月3日（土）13時30分～16時00分

【場 所】 札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
札幌市中央区大通西19丁目1-1

【定 員】 100名（先着順）

【費 用】 無料

【申込期間】 5月12日（水）～6月25日（金）

※定員に達した場合は、締切日前でも受付を終了する場合があります。

【内 容】 専門職による講演、職員による説明

【お申込み・お問い合わせ先】

札幌市コールセンター 電話：222-4894（年中無休/8時～21時）
Fax：221-4894

〈養成研修受講の注意事項〉

★養成研修の受講は、以下の要件を満たすことが条件となります。

- ・事前説明会に出席していること
- ・札幌市民であること
- ・昭和27年4月1日生まれから平成9年3月31日生まれであること
- ・原則として、指定した全ての研修を受講することが可能で、市民後見人として活動できること
- ・後見人の養成研修を実施する団体の資格を有していないこと（弁護士、司法書士、社会福祉士等）。

★事前説明会後に養成研修の受講応募を行い、選考のうえで、養成研修の受講者を決定します。

【申し込み・問い合わせ】 札幌市北区社会福祉協議会

札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階 TEL:757-2482 FAX:737-7270